

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年5月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|------------|------------|
| 1番 野崎文夫委員 | 2番 阿部眞佐雄委員 |
| 3番 小川弘樹委員 | 4番 渡邊勝夫委員 |
| 5番 田邊敦子委員 | 6番 三師満夫委員 |
| 7番 五十嵐秀一委員 | 8番 小林茂宏委員 |
| 9番 坂井浩行委員 | 10番 原田勝委員 |
| 11番 渡邊一英委員 | 12番 廣川哲也委員 |
| 13番 清野秀作委員 | 14番 佐藤秀樹委員 |
| 15番 佐藤一富委員 | 16番 藤田吉則委員 |
| 17番 熊倉睦委員 | 19番 佐藤裕雄委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 18番 田邊稔委員

推進委員出席委員 15名

| | |
|-----------|------------|
| 飯塚 栄三千 委員 | 稲田 守 委員 |
| 井上 利 弥 委員 | 内山 清 委員 |
| 内山 敏 雄 委員 | 刈屋 一 夫 委員 |
| 蒲澤 利 嗣 委員 | 蒲澤 正 委員 |
| 北澤 正 之 委員 | 栞原 一 郎 委員 |
| 捧 幸 伸 委員 | 長谷川 淨 二 委員 |
| 松岡 博 一 委員 | 吉田 精 一 委員 |
| 吉田 昇 委員 | |

推進委員欠席委員 3名

| | |
|-----------|-----------|
| 大桃 伸 之 委員 | 原田 孝 一 委員 |
| 渡邊 正 委員 | |

職務のため出席した事務局職員

| | |
|----------|---------|
| 事務局 長 | 清水 学 |
| 経営基盤係 係長 | 早川 実 |
| 経営基盤係 主任 | 長谷川 義 隆 |
| 臨時 職 員 | 渡辺 真 那 |

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては定めにより私から指名いたします。5番、田邊敦子委員、15番、佐藤一富委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

さっそく議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局（清水事務局長）

議第1号説明の前に大変恐縮ではございますが、議案の訂正のお願いと併せてお詫びを申し上げます。

お手元に配布させていただきました、「議第5号 正誤表」を併せてご覧いただきたいと思
います。

議案10ページをお願いいたします。

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』の18番及
び19番であります、「譲渡人、貸付人」と「譲受人、借受人」の欄を反対に記載してしま
いました。また18番につきましては、転用目的の資材置き場の面積が「10.07㎡」となっ
ておりますが、正しくは「1,007㎡」でありますので、それぞれ正誤表のとおり、訂正を
お願いしたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。よろしくをお願いいたします。

それではあらためまして、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいた
します。

最初に所有権移転にかかる案件につきまして、ご説明いたします。

1ページをご覧願います。今月の申請は1件で、面積2,610㎡であります。

なお、先ほど開会されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員よりご報告をいただ
いた案件であります。

41番は、福島新田地内の農地18筆2,610㎡をあっせんによる売買により取得した
いものであります。価格は10a当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定にかかる案件についてご説明いたします。

5ページをご覧願います。今月の申請は新規設定11件、面積3万5,646.91㎡。
合計では、11件の面積3万5,646.91㎡であります。2ページにお戻りいただき、4
2番から順にご説明いたします。なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間、
及び10a当たり賃借料につきましては記載の通りでございますので、説明を省略させてい
たきます。

42番から5ページの52番までの11件は相対で、それぞれ新規に料金を設定するもの
であります。

42番は、上須頃地内の農地5筆3,293㎡。

43番は、東大崎地内外の農地計13筆3,780.91㎡。

44番は、長沢地内の農地1筆1,929㎡。

45番は、早水地内の農地3筆1,928㎡。

46番は、早水地内の農地1筆706㎡。

47番は、葎谷地内の農地4筆5,884㎡。

4ページをお願いいたします。

48番は、葎谷地内の農地3筆5,757㎡。

49番は、葎谷地内の農地4筆3,807㎡。

50番は、葎谷地内外の農地計6筆7,356㎡。

51番は、代官島地内の農地1筆1,031㎡。

52番は、大島地内の農地1筆175㎡。

以上、11件は相対で、新規でそれぞれ料金を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。それでは、質疑に入る前に先日調査部会より調査を頂いておりますので、その結果報告をお願いいたします。第1調査部会長は佐藤代理の隣に着席願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

それでは、第1調査部会の調査結果をご報告いたします。

第1調査部会では、5月24日午前9時から厚生福祉会館第3集会室におきまして会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定をへて午前11時10分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は所有権移転1件、新規設定11件、合計件数12件、面積3万8,256.91㎡で、書類審査、及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして、ご発言がないようですのでお諮りをいたします。

議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題いたします。

事務局説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

7ページをご覧ください。今月の申請は4件で、合計面積7,064㎡であります。

6ページにお戻りをお願いいたします。

9番は、上須頃地内の農地3筆2,025㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10a当たり〇〇〇円であります。

10番は、上須頃地内の農地2筆954㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10a当たり〇〇〇円であります。

11番は、千把野新田地内外の農地計7筆2,689㎡を同一世帯内において、譲り受け人が贈与により取得するものであります。

12番は、濁沢地内の農地2筆1,396㎡を同一世帯内において、譲り受け人が贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。それでは、本件についても質疑に入る前に調査部会長より調査結果報告をお願いいたします。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は売買によるもの2件、贈与によるもの2件、合計件数4件、面積7,064㎡。書類審査、及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

9番、坂井委員。

9番（坂井浩行委員）

9番、坂井です。ちょっと質問ですが、売買の時の単価がだいぶ違うのですが、どうしてこうなっているのか。

議長（野崎会長）

はい、事務局。

事務局（清水事務局長）

売買につきましては、基本的には双方の話し合いにより決まるものでございまして、価格も安い。たぶん、おっしゃっているのは9番と10番の価格の差ということでございます。それについては、基本的にいくらが適正であるかということはいくまでも両者の合意の上での決定でございますので、それについて価格差の内容については承知してもらうところでございまして、ご理解の方をよろしくお願いいたします。もう一言付け加えるものであれば、今、三条市において技術創造大学であるとか、来年の4月には看護系の高等教育機関が開校すると、そういった開発を受けて、取引がされる場合、やはり期待価格が入っているのはあるのだろうと。ただ、それが適正であるかどうかということについては事務局として承知していることではございませんので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

はい、坂井委員よろしいですか。

9番（坂井浩行委員）

はい。

議長（野崎会長）

他にございませんか。

ご発言がないようですのでお諮りをいたします。

議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告の通り、決めるにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請』についてを議題といたします。

事務局説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは議第3号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

8ページをご覧ください。今月の申請は3件で、合計面積2,904.30㎡であります。

3番は、西裏館三丁目地内の農地1筆946㎡を交換により取得し、貸駐車場22台の用地として、利用したいものでございます。場所につきましては、三条市消防本部北東200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の16番で農地法第5条の許可申請がなされております。

4番は、北入蔵二丁目地内の農地1筆132㎡を売買により取得し、建て売り住宅1棟の用地として、利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条東病院西側100m付近で、500m以内に、2つの医療施設があり、かつ、申請地南側市道に、水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の17番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

5番は、計画変更のみの申請で、石上二丁目地内の農地3筆1,826.30㎡を、アパート1棟及び、駐車場47台の用地として、利用したいものでございます。場所につきましては、三条市消防本部北西250m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは本件についても質疑の前に調査部会の調査結果の報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は合計件数3件、面積2,904.30㎡で書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方はご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、決するにご異議ございませんか？

(「異議なし」の声あり)

議長 (野崎会長)

それでは異議ないものと認めます。

議長 (野崎会長)

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』議題といたします。

事務局説明を願います。

事務局 (清水事務局長)

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

9ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積1,241㎡であります。

2番は、直江町二丁目地内の農地1筆1,241㎡を、共同住宅1棟、駐車場22台及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、済生会三条病院南西300m付近で、都市用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 (野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果の報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長 (11番渡邊一英委員)

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積1,241㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。以上です。

議長 (野崎会長)

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方はご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、決するにご異議

ございませんか？

(「異議なし」の声あり)

議長 (野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長 (野崎会長)

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』議題といたします。

事務局説明を願います。

事務局 (清水事務局長)

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

11ページをご覧ください。今月の申請は8件で、合計面積7,094.24㎡であります。

10ページにお戻りをお願いいたします。

16番、17番は、先ほどご審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の3番、4番でご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

18番は、平成30年1月総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。

白山新田地内の農地2筆1,007㎡を、賃貸借権の設定により、資材置き場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、第四中学校北東1,300m付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は、第1種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

19番は、同じく平成30年1月総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。

麻布地内の農地2筆2,568㎡を売買により取得し、南側既存宅地1,272.00㎡と一体利用し、事務所・工場1棟、既存倉庫1棟及び駐車場16台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり、約〇〇〇円であります。場所につきましては、大崎公民館南側550m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

20番は、西鱒田地内の農地4筆186.61㎡を売買により取得し、西側既存宅地等270.00㎡と一体利用とし、駐車場23台の用地として利用したいものでございます。土地

の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、鱒田保育所北側300m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

21番は、鬼木地内の農地1筆220㎡を贈与により取得し、東側既存宅地373.00㎡と一体利用し、駐車場5台、既存住宅1棟、既存作業所1棟及び既存物置1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、中栄大橋東側450m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

22番は、猪子場新田地内の農地7筆1,944㎡を売買により取得し、倉庫1棟及び駐車場36台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、三条市清掃センター西側300m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

23番は、遅場地内の農地1筆90.63㎡を賃貸借権の設定により、携帯電話中継施設建設に伴う工事ヤードの用地として、令和元年6月1日から令和元年12月31日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、新前橋南西150m付近で、農振農用地区域内の農地であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見』については、合計件数8件、面積7,094.24㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方はご発言願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、決するにご異議ございませんか？

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは異議ないものと認め、全件許可とすることといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』ご説明をいたします。

12ページをご覧願います。

申請内容を説明する前に、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明をさせていただきます。

本件と同様の案件につきましては、昨年8月に一度出ておりますが、だいぶ期間が経っておりますので、あらためて説明をさせていただきます。

農家の相続に対しましては、複数の相続人への遺産分割による農地の細分化や相続税の負担に伴う経営の圧迫など大きな問題あります。このため、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、農地についての「相続税納税猶予制度」の特例措置が設けられています。

農業相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により農地を取得して自ら農業を営む場合又は一定の貸し付けにより農地として利用することが確保される場合には、相続税の期限内申告書の提出により納付をすべき相続税のうち、一定の要件のもと納税が猶予されるところでございます。

この相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合は、農業委員会の「適格者証明」が必要となります。農業委員会で証明書の発行を受けた後、税務署で特例を受けるための申告を行うこととなります。

このたび、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、農地等のついでに相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものでございますので、ご審議をお願いいたします。

それでは、申請の内容についてご説明をいたします。被相続人は平成30年8月16日に死亡され、相続人の協議の結果、平成31年4月26日に遺産分割協議が成立しました。

農地の相続面積は、田2万6,456.05㎡、合計面積も同じく、2万6,456.05㎡で、今回相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出された農地は、田2,047㎡であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、すべて農地として適正管理されていることから、適格者証明は適当と判断いたしました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方はご発言願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、適格者として証明を与えるにご異議ございませんか？

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは異議ないものと認めます。

第1調査部会長は自席にお戻りください。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは報第2号から報第5号まで続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問ございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

来月は第2調査部会の5番でございます。

6月24日午前9時より厚生会館第2集会室にて会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日午前9時30分より開会を予定しておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、長時間に渡ってご審議いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、定例総会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 5 番）

議事録署名委員（ 1 5 番）
